

令和3年9月 下田市教育委員会定例会 会議録

令和3年9月27日（月）13時30分下田市教育委員会定例会を下田市立中央公民館2階大会議室に招集した。

出席委員は次のとおりである。

佐々木文夫	教育長
田中とし子	委員
渡邊 亮治	委員
西堀 政幸	委員
天野 美香	委員

委員以外に出席した者は次のとおりである。

糸賀 浩	学校教育課長
平川 博巳	生涯学習課長
土屋 大祐	学校教育課 参事
鈴木 芳紀	生涯学習課 課長補佐
土屋 仁	学校教育課 課長補佐
内田 陽久	学校教育課 子ども育成係長
原 隆史	学校教育課 学校教育係長
金守 俊彦	生涯学習課 社会教育係長
澤地 彩	生涯学習課 図書係長

本会議録調製者は次のとおりである。

土屋 仁	学校教育課 課長補佐
------	------------

1 開会

13時30分教育長開会を宣す。

2 会議録署名人選出

会議録署名人に 渡邊 亮治 委員を選出。

3 8月定例会会議録承認

事務局より資料に基づき説明、承認

4 教育長報告事項

9月事業報告及び10月事業計画について、学校教育課参事、生涯学習課長から資料に基づき説明。

教育長

それでは、参考資料の新聞記事に基づき報告する。

まず、一点目、東京五輪サーフィン代表日米選手からTシャツの寄贈があった。これについては、中学生を中心に日米国旗にメッセージを書いて送ったことに対するお礼ということで、サイン入りTシャツの寄贈をいただいた。

下田中学校の生徒が代表して受け取ったもので、他の3中学校にも回覧をしている。

次に8月25日定例教育委員会の後、皆さんに参加いただいた総合教育会議の内容について記事が掲載された。内容については確認いただきたい。

9月8日から下田市議会9月定例会が開催されており、一般質問で新中学校の部活動について、特にサーフィン部の安全体制について、学校等のコロナ対応について、コロナ感染者への人権擁護についてということで、学校の取り組みについて質問があった。

新聞には、競走部を地域部活動として実施する旨の記事が掲載された。

先ほど報告があったが、前澤梱包さんから、代表及び代表の父親が両校の卒業生ということで、下田中学校、下田小学校へ検温器付き消毒器の寄贈があった。

下田中学校の始業式で、教職員が消毒、検温をしている状況をテレビで見て、教職員の負担を解消ができるようにと寄贈いただいた。学校も非常に助かっていると聞いている。

下田市民文化会館の名誉会長である指揮者の山田和樹氏が、英国を代表するバーミンガム市交響楽団の首席指導者に就任されることが決定した。

下田市との関りも非常に強い方で、下田市からもお祝いのメッセージを送付した旨の内容が新聞で紹介された。

次に、懸案だった白浜小学校の放課後児童クラブ開設についての記事が掲載された。来年4月の開設に向けて準備をしており、これで全地区に放課後児童クラブが開設できることとなった。

次に下田市子ども子育て会議から9月24日に答申を受けた。内容についてはこの後、議事の中で審議いただく。

9月3日に臨時教育委員会を開催し、緊急事態宣言発令時の学校運営について、基本的な考え方に基づく対応を協議いただいた。

その後調整を行い、詳細な内容については、後ほど報告させていただく。

以上であるが、質疑等いかがか。

全委員

特になし。

教育長

それでは、教育長報告事項は承認させていただく。

5 議事

(1) 報第12号専決処分の承認を求めることについて

専第12号下田市学習者用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について

教育長 報第 12 号専決処分の承認を求めることについて、専第 12 号下田市学習者用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

学校教育係長 報第 12 号専決処分の承認を求めることについて、下田市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により、専第 12 号下田市学習者用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について、別紙のとおり、9 月 16 日に専決したので承認をもとめるもの。

提案理由は、タブレット端末等の貸与に関する所要の改正を行ったもの。

内容については、新旧対照表で説明する。

改正前は、学校が休校になった場合、その都度、様式第 1 号で定めた貸与届出書を提出しなければならなかったものを、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、学校に在籍する期間は一度だけ提出すれば良い内容に改正した。

第 5 条「貸与期間」で、改正前は、第 1 号に休校の最終日まで、第 2 号に貸与の決定日が属する学期末まで、と休校があった都度届け出を提出する規定を改正後は、学校に在籍する期間に改正した。

また、第 7 条「遵守事項」第 3 号に規定されていた「使用の際に一時的に保存したデータは消去して返却すること。」を削り、第 8 条「タブレット端末等の返却」第 1 号に加えた。

また、様式第 1 号において、貸与物品のチェックを削るとともに、貸与理由の欄を削った。

附則として、この告示は、公示の日から施行するものとした。

専決の理由は、現在の状況下で学校及び保護者に早急に伝える必要があったためである。

教育長 質疑等あったらお願いしたい。

田中委員 報道されていたが、学校で、子ども達の間で、タブレット端末によるいじめ問題が発生した。

全部の端末が同じパスワードで他の子ども達の内容を見ることができたということのようだが、タブレット端末は子ども達同士でラインやメールが使用出来るのか。

教育長 新聞記事を読む限りでは、教育委員会、学校が杜撰な管理で、ID、パスワードも誰でもがなりすましが出来るような、簡単な設定であったということで、文科省が町田市教育委員会に指導した、というような内容であった。

簡単に互いになりすまして、自分で他人のパスワードを打ち込んで、相手に送ったという経緯と理解している。

下田市では、簡単にはできないようにセキュリティ対策を進めている。

- 学校教育課
参事 基本的には、あらかじめそのようなことが出来ない設定になっているが、潜り抜けて行く可能性もある。
- 現在、教育向けのソフトの導入を考えており、ソフトの中で先生と子ども達がやり取りをして繋がって行くという考えで、セキュリティについては、アドバイスをいただきながら、そのようなことが無いように対応していく。
- また、子ども達が普段からライン等を使用しているため、情報教育の指導を積極的に実施することが必要不可欠となる。
- 田中委員 現在使用しているタブレットは、やろうと思えば可能なのか。
- 教育長 セキュリティ対策を完全に行うことは、100%は無理だができる限りやっぴいこうということが基本だと思う。
- タブレットだけの問題ではなく、携帯、パソコンで子ども達がラインを使用したりすることで、大きな問題になっており、やはりタブレットの使い方だけではなく、情報機器の、モラルをしっかりと子ども達にも指導し、保護者にもお願いし、管理をしっかりとしてもらわない限り、あのようなことが起きる可能性がある。
- 簡単なIDの問題であったが、制限をかけて完全にブロックしてしまったら使い物にならない、預けるだけで、有効利用できないというようなことだと思う。
- 田中委員 タブレット端末は、携帯電話と同じような機能であるとの認識で良いのか。
- ラインや音声通話が可能なのか。
- 学校教育課長 現在子ども達が使用しているタブレットでは、音声通話、ラインは使用できない。
- 西堀委員 町田市の事件は学校で配布されたタブレット端末でSNSに悪口を書き込まれたとの報道であった。
- 新聞報道でも小学校で5,600件のいじめがあったということだが、実際に端末でいじめがあったということは、これからもいじめは起きる可能性はある。
- 町田市では、このような事件が発覚しても学校側は、当初は因果関係を否定し、隠蔽していたようである。
- 下田では、そのような陰険ないじめなどはないと思うが、もし、あった場合には真摯に受け止め、初動で解決ができるような対策をしていただきたい
- 教育長 不登校児童対策連絡協議会や生徒指導で学校でもアンケート調査をしている。
- 端末だけの問題ではなく、普段からいじめに対し、学校側が真摯に受け止めて、初期対応をすることが未然に防ぐ大きな一歩になるかと思う。
- タブレットだけではなく全てのいじめについては、先生方、友達同士、保護者にも対しても早期発見を進めることを繰り返し行っていくしかないのかと思う。

田中委員 学習用端末タブレット端末には音声通信、ラインは利用できないということで、手続きをきちんとして渡すということで、理解した。

教育長 課題はあると思う。
他にいかがか。
それでは、報第 12 号専決処分の承認をもとめることについて、専第 12 号下田市学習者用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する要綱の制定については、原案のとおり承認することとした。

(2) 議第 40 号幼児教育・保育施設の今後のあり方について一次答申に伴う方針決定について

教育長 次に、議第 40 号幼児教育・保育施設の今後のあり方について一次答申に伴う方針決定について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 議第 40 号幼児教育・保育施設の今後のあり方について一次答申に伴う方針決定について下田市子ども子育て会議からの一次答申に伴う教育委員会の方針決定を行うことについて教育委員会の意見を求めるもの。

幼児教育・保育施設については、少子化の進行による児童数の減少及び令和元年 10 月の幼児教育、保育の無償化等により、令和 2 年度以降、特に幼稚園利用者の減少が顕著となるなど、利用状況が大きく変化している。

このことから、本年 5 月定例教育委員会においても報告したが、6 月 1 日に、保育施設や子育て支援団体の関係者、保護者及び公募市民等により組織する下田市子ども子育て会議に幼児教育、保育施設の今後のあり方について諮問した。

書面会議を含む 4 回の会議を開催し、下田幼稚園保護者や未就園児童保護者との意見交換会での意見や要望を参考に協議検討を行い、9 月 24 日に一次答申として下田幼稚園の今後のあり方について答申を受けた。

答申の内容は、1 として、下田幼稚園の下田認定子ども園との統合で、下田幼稚園は、下田認定子ども園と統合し、一定規模の児童を確保し、幼児教育、保育の充実を図っていくこと、また、統合時期については在園時の教育保育環境の変化は最小限にすることが必要と考えられることから、令和 5 年 4 月 1 日が望ましいというもの。

2 として、令和 4 年度入園募集で、令和 4 年度入園募集に際しては、1 年間のみ在園になること等の事項を保護者に十分な説明を行い、理解を得るというもの。

3 として、統合に向けた今後の取り組みについて、3 点があげられている。

1 点目は、認定子ども園の通園バスルートについて町内を経由する運行ルートを設定すること、2 点目として、現在実施している公立 3 園の 5 歳児交流会を公立・民間の枠組みを超え、その対象を拡大し実施すること、3 点目として、幼児教育保育施設における行事等における保護者参加のあり方について検討する、というも

の。

事務局としては、答申を尊重し、下田幼稚園は令和4年度末を持って、下田認定子ども園と統合することとし、令和4年度入園募集、統合に向けた今後の取り組みについて対応を進めることを教育委員会の方針として決定いただきたいと考えている。

教育長 事務局からの説明に対し、質疑等はいかがか。

渡邊委員 統合に伴い、保護者の方は様々な面で不安を抱えることと思う。
通園の面等、保護者の意見を聞き、きめ細かく個々に説明することにより、不安を解消してもらいたい。

子ども育成係長 通園バスについては、下田幼稚園の保護者意見交換会や未就園児を対象とした子育て支援センターの意見交換においても質問があった。
現在の認定子ども園の通園バスは、白浜・浜崎、稲梓・朝日の2ルートで運行しており、乗降場所は各地区に1箇所設定している。
下田幼稚園には駐車場がなく、文化会館に駐車し徒歩で送迎を行っている。
場所は未定であるが、旧町内に1箇所乗降場所を設けることを考えている。

教育長 バス停ごとに全て巡回という訳にはいかないが、他のルートと同様に、どこか1箇所乗降場所を今後検討して行くということであるが、よろしいか。

渡辺委員 はい。

田中委員 資料5ページの就学前児童数、利用先の内訳で、平成26年は保育所424人、幼稚園138人が、令和3年度は保育所338人、幼稚園47人となっているが、これは当然少子化の影響もあるだろうが、もう一つの要因は働く母親が多くなったということなのか。

子ども育成係長 令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が施行され、3歳以上児の保育料が無償となった。
それ以前は幼稚園の保育料が安価であることも含め、幼稚園を選択される方がかなり多かったのではないかと思われるが、そういったメリットがなくなったことが、幼稚園の利用者が急激に減った原因ではないかと思われる。

教育長 無償となったことで、短時間の幼稚園に比べ、長時間保育の保育所にニーズが変化してきた。
幼児教育は、働いていない人たちが幼稚園、働いている人が保育園という区分であり、保護者が働いており、祖父母がいる場合は幼稚園、幼稚園部に通園させていたものが、現在は長時間保育でも無償となったため、祖父母が面倒を見るのではな

く、保育所へ通園させるということになったのかと思う。

田中委員 保育所の場合は何時まで保育するのか。

子ども育成 標準時間で午後6時30分までである。

係長

田中委員 幼稚園での延長保育の場合は料金が発生するのか。

子ども育成 14時以降の延長保育には料金が発生する。

係長

田中委員 子ども達は今までと違う集団の中で生活する事となり、統合前に公立民間の枠を超えて交流を実施するということが、答申に意見として記載されている。

画期的な取り組みで大変良いことと思うが、具体的にどのような交流の仕方を考えているのか教えていただきたい。

子ども育成 子ども子育て会議に民間保育所園長も委員として参画しているため、保護者の意見をとり入れながら試行的な取り組みではあるが、今年度中に5歳児の交流会を設定し、11月頃に実施する方向で日程を調整している。

係長

今後どのような交流を行っていくかについてもコロナの状況を踏まえながら、現場の職員で検討して行く。

天野委員 民間保育所も自然に係る活動等を実施しており、公立、民間の園児の交流は面白いものになると期待している。

保護者参加型の行事と記載されているがどのような取り組みを行っていくのか決定しているのか。

学校教育課長 幼稚園では、運動会、親子遠足等保護者の方が参加する行事がある。

一方、保育所、子ども園は働いている保護者が多いため、保育参観が主になっている。

幼稚園、小中学校では家庭教育学級という保護者の集まりがあり、認定子ども園の設立時にも家庭教育学級の設置が検討されたが、設置されなかった経過がある。

まず、そのような形で保護者の方が集まり、子育て、保育活動に参加していただく。

園の行事として親子遠足等を実施することは、難しいと思われるので、例えば子育て支援センターを活用し、休日に親子バス遠足等を企画し、親子で同年代の子ども達と交流するなど、保育所、子ども園という枠組みではなく、子育て支援ネットワークの一環として取り組むことができないかと検討している。

西堀委員 統合の時期について教えていただきたい。

4歳児の保護者に対して入園児の説明がされていない、保護者の多くは、少人数

であっても下田幼稚園での卒園を希望しているとの意見があり、統合時期を令和4年か令和5年と検討したとあるが、どのような理由で令和5年に決定したのか。

学校教育課長 入園当初、教育委員会としてもここまで急激に幼稚園児童が減ることは想定していなかった。

入園児童が減った場合に統合の可能性がある旨の説明は一切していなかった経緯もあり、そのような点も子ども子育て会議で考慮し、令和5年度統合との結果になった。

このことについては、これまで下田幼稚園保護者との意見交換会も3回開催し意見を伺う中で、方向性について保護者に説明した。

教育長 他の質疑はいかがか。

それでは、議第40号幼児教育保育施設の今後のあり方について一次答申に伴う方針決定については、原案のとおり承認することで決定した。

協議報告事項について、事務局から願います。

6. 協議報告事項

学校教育課 最初に緊急事態宣言発令時の学校運営ということで、9月臨時会で協議いただいた9月13日以降の教育活動についてを多少修正して保護者向けに通知した。

参事

変更があった部分のみ説明する。

保護者宛ての通知文に、「当面、別紙1の県の感染レベル6相当の対応」を記載することで分かりやすい表現とした。

13日から30日までは緊急事態宣言が発令されており、下田市においても少し前までは、感染者が発生していたため、一番高い感染レベルの対応をすとした。

また、コロナ感染者に対する誹謗中傷も懸念されるため、家庭へのお願いを追加した。

更に10月1日以降については、県の発表も、下田市の方針もこれからということで案の段階ではあるが、準備をしておかなければならないため、想定して作成したもの。

今後、緊急事態宣言が解除されたとして下田市では、それほど感染状況が高くななく蔓延防止重点措置区域ともならない場合、県の感染レベルは5であるが、下田市は県の感染レベル4相当の対応となる。

また、同居家族に体調不良が見られる場合は登校を控えるようにと継続してお願いしていくこととしている。

今後市の判断が出た後に最終調整を行うことを考えている。

教育長

まず、第1点目は9月13日から緊急事態宣言が延長された場合の対応は、臨時教育委員会でたたき台を皆さんに協議していただいた。

その後、校長会、市政策会議で検討し、9月30日までは先ほど説明した内容で行うこととした。

今後10月1日からどうなるかが一つの大きな話題になるかと思う。

先ほど説明があったとおり、県のレベルが5になる可能性があっても下田市が蔓延防止重点措置区域に指定されなければ県の感染レベル4相当の対応ということで、市内の学校ではレベル4の対応をすることと想定される。

部活動については、感染予防しながら各協会が開催する東部大会、県大会等の対外試合への参加も可能となる。

修学旅行についても緊急事態宣言発令地や蔓延防止重点措置区域以外の目的地であれば、実施可能になり、かなり緩和された内容で、各行事を進めて行くことになると思う。

県のレベルがどうなるのかは、早ければ明日、遅ければ30日にならないければ、分からないため、1日からの対応として、大きな変更がなければ、このような対応とし、変更があった場合には、切り替えをしなければならぬため、電話での協議とさせていただきたい。

学校教育係長 先ほど教育長報告事項でも報告があったが、9月6日に校歌検討プロジェクト会議を開催し、協議の結果最終的な案を決定した。

歌詞について、一部内容を変更した。

1番の歌詞中、ミマス氏の原案では「友よ学ぼう黒潮に夢を乗せ」であったものを「友よ学ぼう黒潮に夢乗せて」とした。

会議の中で歌いやすさを重視して変更したもので、ミマス氏からも承諾をいただいている。

会議の席上、歌唱の動画を撮影したためご覧いただく。

今後は統合準備委員会で校歌完成の報告をする。

教育委員会として校歌についての諮問はしているが、承認という性格のものではないと考えられるため、校歌が完成した報告をすることで考えている。

田中委員 前回CDで聞いた音程と同様なのか。

学校教育係長 CD、動画とも同様である。CDでは男性教諭、今回は女性教諭が歌っているため印象が違うのではないか。

教育長 統合準備委員会には、完成の報告ということでお願いし、答申には組み込まれるということを承知いただきたい。

協議報告事項は終了する。

その他について事務局にお願いする。

学校教育係長 例年10月末に教育委員会点検評価に関する有識者委員会を開催しているが、今年も同様に予定したい。

事前に教育委員の皆さんには、教育委員会で作成した点検評価書を送付し、それをご確認いただいた後、10月定例会終了後に協議、調整し10月最終週か11月初めに有識者委員会を開催したい。

有識者委員と日程調整を行った後、詳細は連絡する。

教育長 日程を調整し連絡させていただく。その節には皆さんの参加をお願いする。

天野委員 先ほどタブレット端末の件でご心配の意見もあったが、中学校でもタブレットを使用した授業も行っている。

様子を聞くと、先生方もタブレットの操作について一生懸命勉強してくださっている状態をみて、子ども達も学びに対して、大事に使うという意識がすごく高くなっている。

このまま学習指導、支援をしていただきたい。

教育長 GIGA スクール関連で、タブレット端末を使用した授業を予定しているので、実施校の下田東中学校佐々木教諭に概要の説明をお願いする。

可能であれば、委員の皆さんにも参観をお願いしたい。

佐々木教諭 本校1年生を対象に10月5日に特別授業を実施する。

GIGA スクールで整備された、1人1台のiPad端末を使用し、自分たちが発表したいことを動画または資料作成のための授業を予定した。

初めての取り組みであるが、子ども達は動画作成、資料作成の2グループに分かれて、都内、台湾在住の方に講師をお願いし、ZOOMを使用し、双方向のやり取りをしながら使い方を教えていただくもの。

また、9月29日の授業では、遠隔で台湾や東京をつないで、iPadは使用せず、アイデアの出し方について勉強し、それを受けて10月5日に実際に授業を実施する。

教育長 10月5日10時30分から2時間程度の授業であるので、委員の皆さんも都合がよろしければ視察をお願いしたい。

7 その他

教育委員会10月定例会を10月19日（火）13時30分から下田市立中央公民館大会議室で開催。

8 閉会

9月定例会 9月27日（月）13時30分開会。

教育長 14時56分に閉会を宣す。

会議録署名人